

令和6年11月20日

製薬企業医薬情報担当者 各位

独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院 薬剤部長

院内の医薬品情報活動について

当院における医薬品情報活動は、職員の公務専念のため、下記の取り決め事項を遵守のうえ、許可致します。院内医薬品情報活動の許可を必要とする製薬企業担当者は、別紙「院内医薬品情報活動許可申請書」により承認を受けることとします。

なお、下記のルールに反する行為があった場合、当院での医薬品情報活動を禁止することがあるので申し添えます。

記

1. 院内医薬品情報活動を行う製薬企業担当者は、予め「院内医薬品情報活動許可申請書」により許可を受けること。
2. 許可期間は最長2年とし、満了前月までに更新の申請をすること。
3. 異動等で許可が不要となった場合は、当院の名札を薬剤部医薬品情報管理室へ返却すること。
4. 許可申請窓口は、薬剤部医薬品情報管理室とする。
5. 病院訪問時間は、**原則として午後1時から午後6時まで**とする。
6. 外来診察室、病棟、検査室等診療に関する場所への立ち入りを禁止する。
7. 訪問する者は事前に相手方にアポイントをとること。また、頻繁な連絡は厳に控えること。
8. 訪問者は4階の薬剤部医薬品情報管理室入口にて訪問入力端末もしくは **MONITARO** に氏名、時間、訪問先、用件等を入力し、**所定の名札を着用する**。(名札は会社名、氏名を記入した当院指定のもの)
9. 所用が終わったときは、訪問入力端末に退出時刻を入力する。
10. Dr. JOY の名札は当院指定の名札とみなし、ビーコン名札は訪問・退出入力を不要とする。
11. 医薬品情報提供活動は、当院関係者から要請のあった場合を除き、事前に宣伝許可された医薬品についてのみ行うこと。(医薬品の宣伝許可要綱)
12. 副作用及び医薬品回収等の情報は、訪問時間外も可能であるが訪問方にアポイントを取ること。患者健康被害又は治療に支障をきたす情報は迅速に提供すること。
13. 前11項の宣伝許可に係わらず、医薬品情報提供については製薬協等のガイドラインにそって適正に行うこと。
14. 業務効率化のため、可能な限り **Dr.JOY** もしくは **MONITARO** への登録をお願いします。

以上

院内医薬品情報活動許可申請書

独立行政法人地域医療機能推進機構

大阪みなと中央病院 院長 殿

(製薬企業名) _____

(住 所) _____

(部／課代表者氏名) _____ 印

貴院において、医薬品情報活動を行いたいので申請します。

おって、許可いただいた場合は、貴院の医薬品情報活動の留意事項を遵守し、決して迷惑をかけぬよう致します。なお、当該担当者が貴院の診療の妨げとなった場合は、直ちに医薬品情報活動を停止致します。

令和 年 月 日

(担当者氏名) _____ 印

(本申請書に名刺1枚を添付のこと)

院内医薬品情報活動更新申請書

独立行政法人地域医療機能推進機構

大阪みなと中央病院 院長 殿

(製薬企業名) _____

(住 所) _____

(部／課代表者氏名) _____ ㊞

貴院において、医薬品情報活動の期間満了となったので更新の申請を致します。

おって、許可いただいた場合は、引き続き貴院の医薬品情報活動の留意事項を遵守し、決して迷惑をかけぬよう致します。なお、当該担当者が貴院の診療の妨げとなった場合は、直ちに医薬品情報活動を停止致します。

令和 年 月 日

(担当者氏名) _____ ㊞

(本申請書に名刺1枚を添付のこと)